

愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則を次のように定める。

愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第23条第3項に規定する浄化槽工事業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 知事は、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号)第7条第1項の規定に基づき、別表のとおり愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を置く。

一部改正[平成7年規則28号・15年39号・20年29号]

(閲覧時間)

第3条 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

(休業日)

第4条 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日とする。

全部改正[平成元年規則17号]

(閲覧の承認)

第5条 知事は、法第23条第3項の規定により登録簿の閲覧の請求があつた場合において、相当と認めるときは、閲覧を承認するものとする。

(閲覧上の遵守事項)

第6条 前条の規定により閲覧の承認を受けた者(以下「閲覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿を外へ持ち出さないこと。
- (2) 登録簿を損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
- (3) 登録簿は、丁寧に取り扱い、閲覧を終わつたときは、確実に係員に返還すること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

一部改正[平成20年規則29号]

(閲覧の停止)

第7条 知事は、閲覧者が前条各号に掲げる事項を遵守しないときは、閲覧の停止を命ずることがある。

(登録簿の謄本の交付)

第8条 知事は、法第23条第3項の規定により登録簿の謄本の交付の請求があつた場合において、相当と認めるときは、当該請求に係る登録簿の謄本を交付するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、登録簿の閲覧等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第17号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月10日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年7月4日規則第35号)

この規則は、平成9年7月7日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月26日規則第9号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月25日規則第41号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (前略)第2条中愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則別表の改正規定(「上浮穴郡久万町大字久万町571番地1」を「上浮穴郡久万高原町久万571番地1」に改める部分に限る。)(中略) 平成16年8月1日

(2) (略)

附 則(平成16年9月24日規則第48号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成16年10月15日規則第52号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第29号抄)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月19日規則第33号)

この規則は、平成27年6月22日から施行する。

附 則(平成28年8月19日規則第36号)

この規則は、平成28年8月22日から施行する。

附 則(令和2年1月10日規則第2号)

この規則は、令和2年1月14日から施行する。

附 則(令和2年1月31日規則第4号)

この規則は、令和2年2月3日から施行する。

附 則(令和3年8月13日規則第69号)

この規則は、令和3年8月16日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	場所
愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧所	四国中央市三島宮川四丁目6番55号 東予地方局四国中央土木事務所内
	西条市喜多川796番地1 東予地方局建設部内
	今治市旭町一丁目4番地9 東予地方局今治土木事務所内
	松山市北持田町132番地 中予地方局建設部内
	上浮穴郡久万高原町久万571番地1 中予地方局久万高原土木事務所内
	大洲市田口甲425番地1 南予地方局大洲土木事務所内
	八幡浜市北浜一丁目3番37号 南予地方局八幡浜土木事務所内
	西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 南予地方局西予土木事務所内
	宇和島市天神町7番1号 南予地方局建設部内
	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 南予地方局愛南土木事務所内

一部改正[平成2年規則29号・7年28号・9年28号・35号・15年39号・16年9号・41号・48号・52号・17年47号・20年29号・27年33号・28年36号・令和2年2号・4号・3年69号]